

2019年6月1日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社 通信出版事業本部

はじめての IT パスポート 合格テキスト&例題

改訂のお願い

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

はじめての IT パスポート 合格テキスト&例題

改訂4版（平成31年3月30日発行）

ISBN 978-4-86486-636-1

改訂内容

改訂頁・行	改訂前・改訂後	
P41 1 著作権法 6行目以降	改訂前	著作権が保護されるのは、作者の <u>死後50年</u> または <u>公表後50年間</u> です。なお、 <u>創作後50年</u> 以内に公表していない場合には、 <u>創作後50年間</u> が保護の期間となります。 また、法人その他の団体の著作権が保護されるのは、 <u>公表後50年</u> です。なお、 <u>創作後50年</u> 以内に公表されなかった場合には、 <u>創作後50年</u> が保護の期間となります。ただし、映画の著作権は公表後70年、創作後70年以内に公表されなかった場合には、 <u>創作後70年</u> が保護の期間となります。
	改訂後	著作権が保護されるのは、作者の <u>死後70年</u> または <u>公表後70年間</u> です。なお、 <u>創作後70年</u> 以内に公表していない場合には、 <u>創作後70年間</u> が保護の期間となります。 また、法人その他の団体の著作権が保護されるのは、 <u>公表後70年</u> です。なお、 <u>創作後70年</u> 以内に公表されなかった場合には、 <u>創作後70年</u> が保護の期間となります。 ただし、映画の著作権は公表後70年、創作後70年以内に公表されなかった場合には、<u>創作後70年</u>が保護の期間となります。

著作権法が改正され、保護期間が一律70年に変更されました。